

事務連絡
令和2年5月25日

保護者各位

吉田町こども未来課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の支援について

日頃、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、各家庭で対策を講じていただきありがとうございます。

このたび、町内の公立保育所については5月18日から通常保育に移行するお知らせをしたところですが、新型コロナウイルス感染症は、行政だけでなく企業や町民の皆様の自主的な対策や努力により拡大防止を講じていく必要があります。

町といたしましては、引き続き、感染症対策を講じて保育を行いますが、企業の働き方改革や国が示した「新しい生活様式」と足並みをそろえ、保護者が家庭内保育を実施しやすい環境を整えるため、下記に該当する方の利用者負担額（保育料）及び副食費（以下「保育料等」と言います。）を減免させていただきます。

必要な御家庭は申請いただきますようお願いいたします。

記

1 減免対象者

家庭内保育依頼期間外に、別紙により就労先が認めた「新型コロナウイルス感染症防止対策」を目的とした休暇の取得又は在宅就労（以下「休暇等」と言います。）を実施し、家庭内保育を行った保護者

2 減免対象期間

保護者が、令和2年5月18日（月）以降に1の休暇等を実施した期間で、かつ家庭内保育を行った（児童が保育所を利用していないことが確認できた）期間

※ 申請期間は連続した5日以上の期間とし、その期間は、原則、家庭保育をお願いいたします。

※ 本制度は、令和3年3月31日までを予定しています。

3 減免方法

対象期間中に保護者が家庭内保育を実施した（児童が保育所を欠席した）日数分について、保育料等を日割り計算し、還付します。

※ 納付期限(口座引き落とし)の事務手続きの関係上、該当月の保育料等は、一旦、通常通り徴収させていただき、その後、指定された口座へ入金します。

4 手続方法

次の書類を所属園に提出してください。

- (1) 保育料減免・延納申請書（保育料の減免希望の場合）
- (2) 副食費減免・延納申請書（副食費の減免希望の場合）
- (3) 休暇期間証明書（就労先が作成）
- (4) 同意書

5 その他

今回の減免期間中（休暇等の取得中）であっても、保育所入所の必要性が高い児童の申込みがあった場合には、減免期間の短縮又は退園をお願いすることがあります。主旨を御理解の上、同意書の記入をお願いいたします。

特例期間の短縮又は退園のお願いは、1か月前にお知らせします。

担 当 保育支援部門
電 話 0548-33-2153